

# 生産資材（農機・肥料）の現状について

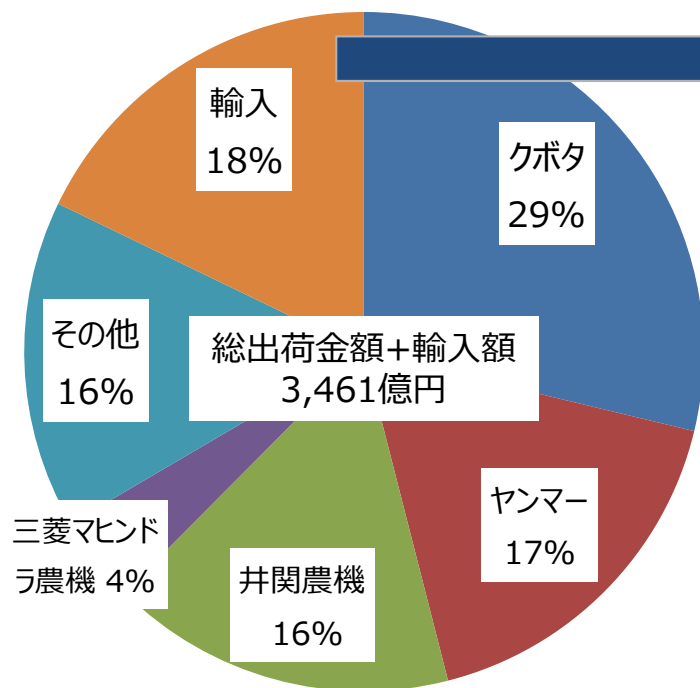
平成28年 2月

経済産業省 製造産業局

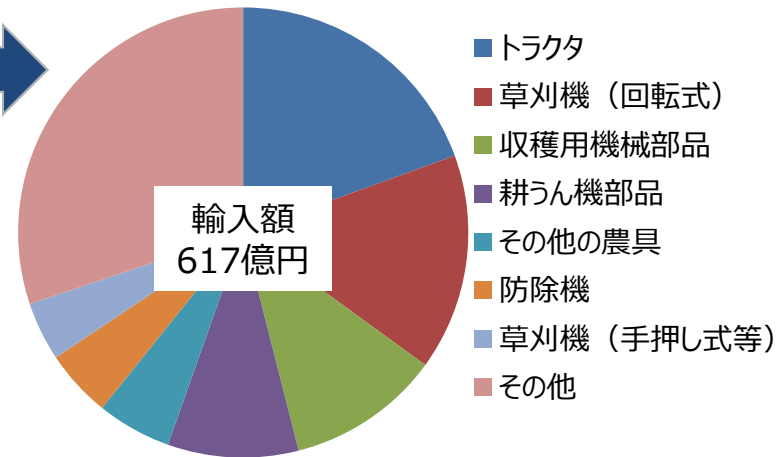
# 1. (1) 農業機械の国内市場と輸入について

- 輸入を含む国内市場規模は約3,500億円で、大手総合農機メーカー4社で全体の約7割を占める状況。
- 国内市場の2割弱は輸入品が占めるが、主要農機であるトラクター（農機需要の約6割）は大規模農家向けの欧州製大型機種に限定。大半はアジア製の小型の草刈機や部品。
- タイ等で販売されている農機は、排ガス規制等の国内ルールに対応していないため、そのままでは輸入不可。安価とされる韓国製の農機は、環境面や安全面での規制対応において差がないものの、機能面やアフターメンテナンスの面で評価が低く、主要農機の輸入額も極めて少ない状況。

農業機械全体の国内市場（2015年）



輸入農業機械の種類別内訳（2015年）



## 韓国製農機等に関する国内メーカーのコメント

- 日本製とは部品（例：ベアリング）や作り込み（例：車軸のオイルの密閉性能）が異なり、耐久性が劣る。また、自動水平制御機能等が付いていたとしても、日本製とは性能に差があるのが実態。
- 日本メーカーと比べアフターサービスがきめ細かくない。この点で、故障時等に即座の対応を求める農家に人気がないのではないか。

## 1. (2) 農業機械の低価格化に向けた取組

- 国内メーカーは、標準モデルの一部機能を省いた廉価モデルを国内外で販売。国内向けにも排ガス規制に対応した製品を販売しているが、国内市場での売上高は標準モデルに比べて低く留まる。
- 農業機械の標準化については、JIS及び業界自主規格（日本農業機械工業会）により対応。ユーザーが作業現場で取り付ける作業機や、交換頻度の高いタイヤ・チェーン等の基本部品についての互換性を高め、使用者の利便性を向上させるとともに、農機メーカー純正品以外の作業機等が使えるように努めている。

### 標準モデルと低価格モデルの例

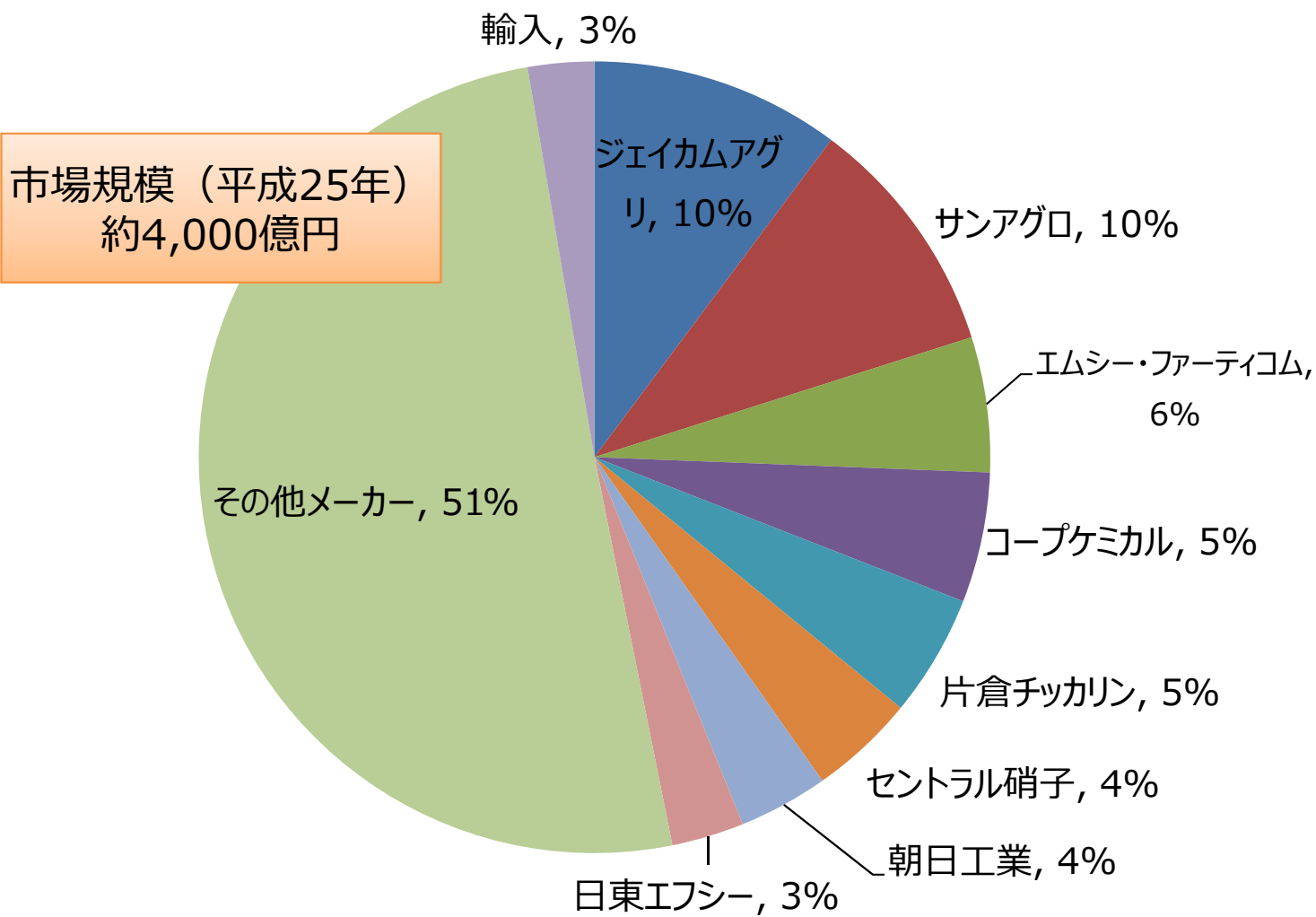
	省かれた機能（例）	標準モデルとの価格差
A社 トラクター	自動水平制御、前輪倍速旋回 等	△ 1 6 %
B社 田植機	アクセル連動主変速レバー、各条自動復帰機構 等	△ 1 6 %
C社 コンバイン	自動水平制御、車速変速電子油圧制御 等	△ 1 4 %

### 農機の規格化

- 使用者が取り付ける作業機との接続部や、取替え頻度の高い部品の共通化
- 動力の取出し、通信規格等の、農機・作業機相互接続のための規格
- 農機の性能を示す仕様書記載事項や、操縦装置で用いる識別標識の規格
- 農機の性能の試験方法の規格
- 利用を進める汎用部品に関する規格

## 2. (1) 肥料の国内市場と輸入について

- 主な肥料メーカー 8 社で国内肥料市場の 5 割程度（金額ベース）を占めている。
- 輸入については、2%～4%程度（金額ベース）で推移。



国内市場に占める輸入額の推移

平成16年	2%
平成17年	3%
平成18年	4%
平成19年	3%
平成20年	4%
平成21年	4%
平成22年	2%
平成23年	2%
平成24年	3%
平成25年	3%

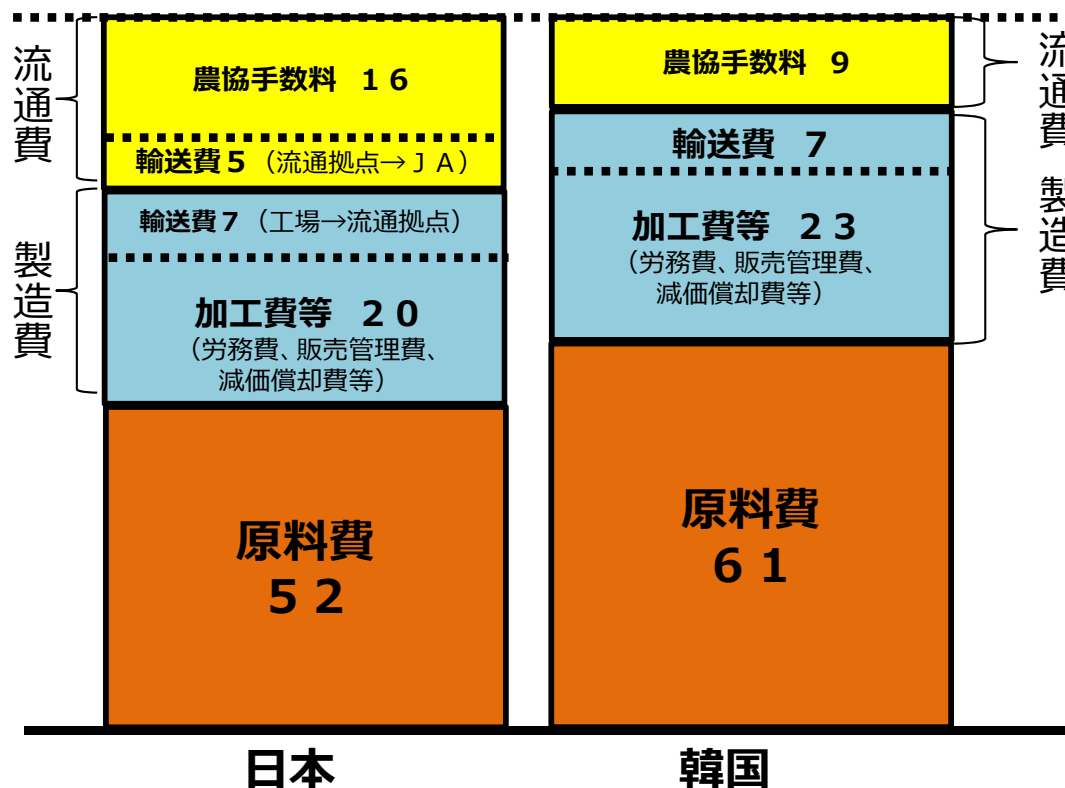
出典：国内市場は工業統計表、輸入は貿易統計を基に経済産業省作成

出典：各社の売上高は農業協同組合新聞（平成27年2月18日付け）、市場規模は平成25年工業統計表及び貿易統計を基に経済産業省作成

## 2. (2) 肥料の製造・流通コスト等について

- 化学肥料の製造・流通段階におけるコストについて、日本と韓国ともに原料費の割合が高く、コストの半分以上を原料費が占める。流通費については、日本は韓国に比べて大きい。
- 肥料メーカーの工場は集約を進めてきたものの引き続き全国に点在。このため、肥料原料は多数の港で荷揚げされコスト高につながると言われるが、地域ごとの土壌や農作物に応じた生産者ニーズへの対応や国内輸送費の最適化を図ることとのバランスで、地域ごとに生産拠点を展開するとの事業判断となっている。

肥料の製造・流通コスト構造（全体を100とした場合）



出典：各社ホームページ、貿易統計を基に経済産業省作成

※本データは系統（農協系統）のみのデータであり、商系（商社系等）のデータは含まれていない。  
 ※韓国では流通拠点はなく、メーカーから農家の村単位に輸送することが多いため、輸送費は製造費に含めた。日本では、流通拠点までの輸送費は製造費に、流通拠点からの輸送費は流通費に含めた。なお、日本でも、工場から直接JAに輸送する場合など、地理的要因等により様々な輸送経路が存在する。

## 2. (3) コスト削減方策に関する肥料メーカー、商社等の声

- コスト削減方策について肥料メーカー、商社等に聞いたところ、以下の規制緩和について要望あり。

### 肥料メーカー、商社等からの声

#### 【土壌分析結果に基づく適正施肥の推進】

- 肥料の利用段階において、土壌分析に基づく減肥や効率的な施肥方法を進めることにより、適正施肥に取り組むことが肥料費削減の方策としても重要。
- 農協等が営農指導の一環として土壌分析を行う場合、計量法に基づく計量証明事業の登録（環境計量士の配置義務等）が必要であり、土壌分析結果に基づく適正施肥の推進に障害となっているとの指摘あり。具体的に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区から、「総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成26年秋）」において、農協等が行う土壌分析を計量法の適用除外とする規制緩和要望あり。

#### 【肥料取締法の見直しによる競争環境の整備】

- 肥料取締法の保証成分の規制が、輸入肥料の拡大及び製造コスト削減の障害になっているとの指摘あり。
  - ① 肥料取締法の保証成分の規制は、有害成分に関する規制に限定し、主成分に関する規制については、下限値の設定等による規制ではなく、メーカーの申告による表示等で対応して欲しい。
  - ② 仮に主成分に関する規制を継続する場合であっても、生産段階の許容値について、例えば、流通段階の許容値以下とするなど弾力的にして欲しい（主成分14-14-14の場合、日本の許容値は、生産段階では13.86%以上、流通段階では13.67%以上。なお、韓国の下限の許容値は12.6%）。